　　　　　　　　　　　　　＜2022年9月県議会　討論＞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　22/10/6　県議　神山悦子

　日本共産党の神山悦子です。県議団を代表し、討論を行います。

議員提出議案のうち、新規意見書4件について意見を述べます。

**議員提出議案第152号　県民の理解が得られていないALPS処理汚染水海洋放出は行わないことを求める意見書**についてです。

2015年に、国と東京電力が漁業者と交わした「関係者の理解なしにはいかなる処分も行わない」との約束は、非常に重いものです。ところが国は、この約束を反故にして昨年4月13日、汚染水・ALPS処理水海洋放出方針を決定したのです。明確な約束違反です。

国が方針決定する前も、漁業者をはじめ県内7割の市町村議会が反対・慎重の意見書を可決し、国が実施したパブリックコメントでも7割が慎重対応を求めていました。また、方針決定後の今も、漁業者は反対の意思を変えていません。今年2月の毎日新聞の調査でも、他の方法を探るべきは平均で44％、女性は49％でした。

8月2日、県は立地2町と共に、東京電力の汚染水・処理水の海洋放出のための海底トンネル工事を含む設備建設計画の「事前了解」を了承しました。知事は、これを技術的な安全確認だけだと説明していますが、これは詭弁です。東京電力は、県の了承を受けて2日後の8月4日から来年の海洋放出に向けた設備工事に着手しましたが、つまり、事実上の海洋放出容認です。

国も東京電力も、口では「漁業者との約束を守る」と述べていますが、実際には「関係者への丁寧な説明と万全な風評対策の徹底」をうたい、多額の税金を投入してチラシ折込みなど風評対策の広報活動を全国でも県内でも実施しています。知事も風評対策を国に求めていますが、これは、汚染水を海洋放出すれば、風評被害が発生することを国も県も認めているからです。そうであれば、海洋放出しないことが一番の風評対策ではありませんか。

そもそも、原子炉建屋には、地下水や雨水が流入し１日約130トンの汚染水が発生しています。東京電力は、建屋貫通部や建屋間の配管やダクト等の局所止水やフェーシング等の方法で汚染水の発生を抑制する方針を示したものの、建屋の局所等の作業は労働者の被曝を増やすうえ、作業も困難であり、この方法は非現実的です。また、東京電力は粘土壁等による広域的な遮水壁を検討したといいますが、これは大手ゼネコンが提案したものであり、土砂が大量に発生するとして却下しています。これに対し、本県の廃炉安全監視協議会の専門委員、地質・地下水の専門家柴崎直明教授らの研究グループが提案しているのは、第一原発の敷地を広く囲み従来の土木工法のコンクリート製によるもので残土極力発生させない「広域遮水壁」です。これに地下水を集中して汲み上げる「集水井」との組み合わせで、建屋への地下水流入を抜本的に抑制する方法です。東京電力や国が、抜本対策の提案を本気で検討しようとしないのは、東京電力も国も汚染水を海洋放出することを前提としているからです。

しかし、漁業者との約束さえ反故にし、汚染水・ALPS処理水を海洋放出することは許されません。直近の9月20日の福島民報と福島テレビとの共同の県民世論調査でも、政府の処理水の海洋放出方針について「理解が広がっていない」は52％と、海洋放出できる状況にはありません。宮城県知事も、漁業団体とともに明確に「反対」を表明し、「別の方法での検討」を求めていますが、原発被災県の本県知事の態度とはあまりにも対照的です。

以上の点をふまえ、第152号は可決すべきです。

次に、**議員提出議案　第153号　福島の復興加速化に向けたより確実な対応を求める意見書**についてです。

ALPS処理水の処分についての風評対策や情報発信のための交付金等の財源確保、水産業への風評対策等への財源確保を求めていますが、いずれも海洋放出を前提にしたものです。よって、第153号は反対です。

次に、**議員提出議案　第155号　原子力発電所の再稼動・新増設及び老朽原発の運転期間の延長の方針の撤回を求める意見書**についてです。

岸田政権は、参議院選挙後の8月24日、電力逼迫やウクライナ侵略による影響エネルギーの安全保障などを理由に、これまでに再稼動した原発10基に加え来年夏以降新たに7基の原発を再稼動するとし、さらに、これまでの政権でさえ踏み込まなかった次世代型原子炉を検討するとし、また老朽原発の運転期間を40年どころか60年以上に延長することを表明しました。これは、将来にわたり原発に依存し続ける姿勢を露骨に打ち出した「原発回帰」というべき政府方針の大転換です。知事は、この方針に抗議すらしていませんが、福島原発の大事故の教訓を無視する新たな「安全神話」は許せません。

東京地裁は今年7月、東電旧経営陣に13兆円を超える賠償を命じた判決で、原発事故が起これば「国土の広範な地域や国民全体にも甚大な被害を及ぼし、地域の社会的・経済的コミュニティーの崩壊や喪失につながりかねない」と指摘しましたが、政府はこの警告を受け止め、新方針を撤回すべきです。この11年半、私たち福島県民は、甚大な被害を受け続け、未だ復興の途上にあります。原発事故による避難者は、国・県の発表だけでも約3万人。しかし、実際にはそれを大きく超える避難者が今もふるさとに戻れずにいるのに、復興庁は、今年度に入りより詳細な調査を行い、帰還意思のない避難者を統計から除外すると、あからさまに避難者切り捨てる方針を示しました。戻りたくても戻れず、将来はふるさとに戻りたいと思っている避難者に対するこんな冷たい仕打ちは許せません。東京電力の廃炉作業も工程どおりに進まず、トラブルが頻発に発生するなど、東京電力への信頼はすでに大きく失墜しています。

岸田政権は、電力・エネルギーの安定供給や脱炭素を原発推進の理由に挙げていますが、これらの課題は省エネルギーと再生可能エネルギーの拡大を真剣に追求してこそ打開の道が開けます。

よって、柏崎刈羽原発はじめ全国の原発の再稼動や新増設、老朽原発の運転期間延長の方針の撤回を求める意見書、議案第155号は、当然可決すべきです。

最後は、**議員提出議案　第158号　地方の農地の保全と活用のための支援拡充を求める意見書**についてです。

地方の農地の保全と活用は高齢化や担い手不足など、農地を保全し管理することが年々厳しくなっている現状にあることは誰もが認めるところです。また、コロナ禍やウクライナ侵略による影響で、改めて食料の安全保障が強調されていますが、これまで、過度に輸入に依存し、低い食料自給率で推移してきたこれまでの農政の転換が必要です。

しかし、この意見書では、農用地区域の農業用施設用地への転用特例に対し、地方自治体と民間企業との連携の下で、半農半Xの人材確保を促すサテライトオフィスや宿泊施設等を加えるとしていますが、これらは農地つぶしにつながりかねないものです。

よって、第158号は否決すべきです。

以上の理由から、議員提出議案第152号及び155号は可決、第153号、158号は否決を求め討論とします。

以上で、討論を終わります。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以上